

# 事務所通信

# Progress ~ 進歩 ~



27年5月号(広告)  
 2015年5月発行  
 三宅税理士法人  
 代表社員 三宅孝治  
 (中国税理士会 倉敷支部会員)  
 倉敷市中島2370番地14  
 TEL 086-466-1255  
 FAX 086-466-1288  
 第96号  
 発行担当者：山崎 亜紀

木々の緑もだんだんと濃くなり、暖かい日も続き初夏を感じるようになってきました。バラの栽培が趣味なので、つぼみが膨らみ始めるこの時期は庭の木々を見ては、わくわくする毎日です。今月初旬から来月初旬までは、あちらこちらでバラの見頃を迎えるようです。毎年、新種が発表されるバラを見るのも楽しみの一つになっています。一つのバラを作りだされるまで育種家の方が5～8年かけて、数千～数万の試作の中から選ばれたものが発表されるそうです。気の遠くなるようなお仕事ですね。まだまだ花粉が飛散していますので、花粉症の方には辛い日々が続きますが、お花見シーズン終了後のこの季節にバラを見に行かれてはいかがでしょうか。

## 《テーマ：マイナンバー》



今月のテーマはマイナンバーです。最近、耳にする機会も多いかと思えます。今回は、基本的な概要と会社の事務処理などを取り上げさせていただきます。

### 1. 概要

マイナンバー（個人番号）は住民票を有する全ての人に1人に1つの番号が付され、**社会保障・税・災害対策**の分野で効率的に情報を管理し、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現する事を目的として導入されます。政府は3つのメリットを掲げています。

#### 国民の利便性の向上

添付書類の削減など、行政手続きが簡素化され、国民の負担が軽減されます。行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関から様々なサービスやお知らせを受け取ったりできます。

#### 行政の効率化

行政機関や地方公共団体などで、様々な情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。複数の業務の間での連携が進み、作業の重複など無駄が削減されます。

#### 公平・公正な社会の実現

所得やほかの行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細やかな支援を行うことができます。

マイナンバーが必要になる書類

社会保障	年金・雇用保険・健康保険・児童手当・児童扶養手当・障害者手帳など
税	確定申告書・源泉徴収票・扶養控除・支払調書・法定調書など
災害対策	被災者生活再建支援金の支給など

### 2. 個人番号について

- ・住民票を有する全ての人に12桁の番号で、1人に1つ指定されます。
- ・マイナンバーは生涯変わらない番号となります。
- ・個人番号は、平成27年10月に**通知カード**が送られます。
- ・平成28年1月以降、申請により**個人番号カード**が交付されます。

#### 通知カード

・氏名・住所・生年月日・性別・マイナンバーが記載されます。

#### 個人番号カード

- ・氏名・住所・生年月日・性別・マイナンバーが記載され、本人の写真が表示されます。
- ・本人確認のための身分証明書に利用できるほか、カードのICチップに搭載された電子証明書を用いて、各種電子申請等が行えます。

### 3. 法人番号について

- ・個人と同様に当期されている法人にも1社に1つ番号が付されます。
- ・13桁の番号で、国税庁から平成27年10月に通知されます。
- ・法人番号は、原則としてインターネット(法人番号の公表サイト)を通じて、公表されます
- ・法人番号自体には、マイナンバー（個人番号）とは異なり利用範囲の制約がありませんので、どなたでも利用できます。

### 4. 会社での事務処理について

社会保障・税務関係ともに従業員のマイナンバーが必要になります。

#### 利用目的の明示

マイナンバーを収集する際、利用目的を特定して明示する必要があります。  
 例) 源泉徴収票作成事務、健康保険・厚生年金保険届出事務

#### 従業員等からのマイナンバーの収集方法

従業員等からマイナンバーを収集する際、なりすましを防止するために本人確認をおこなう事が決められています。方法は次の3つになります。  
 個人番号カードを確認  
 通知カードと身分証（運転免許証・パスポート等）の2種類を確認  
 マイナンバーが記載された住民票と身分証の2種類を確認

#### 安全管理

**マイナンバーの適正な取扱いについて会社として基本方針等の社内規定を策定し、それに基づく運用を行います。**  
**マイナンバーの記録・保存方法、事務取扱担当者の教育等が必要になります。**  
**利用目的の範囲を超えてマイナンバーを利用、提供することはできません。**  
**正当な理由なくマイナンバーを提供した場合は、処罰の対象となります。**

#### 《社会保障》

従業員の方からマイナンバーを収集し、記載する必要があります。

#### 雇用保険(平成28年1月～)

- ・雇用保険被保険者資格取得届
- ・雇用保険被保険者資格喪失届 等

#### 社会保険(平成29年1月～)

- ・健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届
- ・健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届
- ・健康保険被扶養者(異動)届 等

配偶者の方が第3号被保険者の場合は、配偶者のマイナンバーも必要になります。

#### 《税務関係》

#### 法定調書(平成28年1月以降分 平成29年1月31日提出期限～)

報酬・不動産の賃料支払等の法定調書を作成する場合、相手の方のマイナンバーを収集し、記載する必要があります。

#### 年末調整(平成28年1月以降分 平成29年1月31日提出期限～)

従業員及びその家族からマイナンバーを収集し、記載する必要があります。  
 法定調書等の様式は順次、国税庁のホームページで公表される予定です。

## 《入社式を行いました》

#### 新入社員紹介

はじめまして。  
 本年度から入社いたしました  
 山本翼（やまもと つばさ）と申します。  
 三宅税理士法人でこの仕事ができることをずっと楽しみにしておりました。  
 「元氣」と「やる氣」を武器にお客様のお役に立てるよう精一杯頑張っております。  
 どうぞ宜しくお願いいたします。 山本 翼

\*\*\*\*\*

4月1日に入社式を行い新しい仲間が増えました。今後とも三宅税理士法人一同、お客様のお役に立てますよう精進してまいりますので、どうぞ宜しくお願い致します。  
 三宅 孝治



## < VISION >

毎月開催中の**経営計画書作成セミナー：「Vision」**  
 今月の開催日は**5月14日(木)**です  
 不透明な経済情勢が続いておりますが、このような状況にこそ経営計画が求められております。参加された経営者の方々からも多くのお喜びの声をいただいております。まだ参加されたことのない方、経営計画をつくってみませんか。

開催日	対象者	申込期限
5月14日(木)	3・4・5・6月決算法人様	5月8日(金)
6月11日(木)	4・5・6・7月決算法人様	6月5日(金)
7月9日(木)	5・6・7・8月決算法人様	7月3日(金)

#### 長期休暇のお知らせ

勝手ではございますが、5月3日(日)～6日(水)GW休暇を頂きます。ご不便、ご迷惑等をお掛け致しますが、宜しくお願い申し上げます。

#### < 5月スケジュール >

11	月	*4月分源泉所得税・住民税特別徴収額の納付期限
14	木	*経営計画書作成セミナー：Vision
31	日	*3月決算法人の確定申告・納付期限
		*9月決算法人の中間申告・納付期限
		*消費税(4期)の納付期限(年税額400万円超の6・12月決算法人)

31日は日曜日となりますので、今月は6月1日(月)が期限となります。